

八潮市新庁舎キッズスペース遊具等提案及び設置業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

八潮市では、現在新庁舎を建設中であり、「市民の利便性が高く、共生・協働の場となる庁舎」「八潮らしさを感じられる庁舎」を目指し、2階市民活動スペースに面し「新庁舎キッズスペース」（以下、「キッズスペース」という。）を設置する。

キッズスペースは、子育て中の市民の皆様がお子様連れでも安心して手続きなどのために来庁できるように、また、気軽に立ち寄り、集い、語り、くつろげ、のびのびと遊べる場所を提供する屋内スペースとして整備予定である。本キッズスペースを整備するにあたり、民間事業者の専門性や創意工夫により、魅力的で安全・安心な遊具等の設置を行うため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定する。

2 事業概要

(1) 業務名

八潮市新庁舎キッズスペース遊具等提案及び設置業務委託

(2) 業務内容

①遊具等提案業務

新庁舎市民活動スペースに相応しい遊具やその他備品の選定、提案及び遊具等の配置に関するレイアウトの作成

②遊具調達、設置業務

ア 遊具等の調達（製造を含む。）

イ 遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む。）

※別添「八潮市新庁舎キッズスペース遊具等提案及び設置業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月19日（金）まで。

新庁舎の開庁日は、令和6年1月4日（木）を予定している。

(4) 履行場所

八潮市中央一丁目2番地1

八潮市新庁舎2階キッズスペース

3 委託上限額

7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、遊具等提案業務及び遊具調達、設置業務に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
公告	令和5年6月7日（水）
質問受付期間	令和5年6月7日（水）～令和5年6月15日（木）
質問回答期限	令和5年6月21日（水）
参加表明書及び 企画提案書提出期間	令和5年6月7日（水）～令和5年6月29日（木）
結果通知	令和5年7月11日（火）まで
契約締結	令和5年7月中下旬頃

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 八潮市（以下「発注者」という。）の「令和5・6年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加表明書提出日から契約締結までの間、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

6 質問の受付・回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①様式

質問書（様式4）を使用すること。

②提出先

本要領12に掲げる担当課

③提出方法

電子メールで提出すること。また、送信後に必ず電話にて到着確認を行うこと。

④提出期限

令和5年6月15日（木）午後5時15分まで

⑤質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月21日（水）までに質問者へは電子メールで回答する

とともに、順次市ホームページに掲載する。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

7 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、市ホームページからダウンロードが可能。

提出書類	様式等	提出部数等
①参加表明書	様式1	・正本1部 ・副本5部 ・片面印刷 ・別途、PDFデータも提出すること。 ※5MBを超える場合はその旨メールにて一度連絡すること。
②会社概要・業務実績書	様式2	
③企画提案書	様式3 ※様式にある4項目の考え方について4ページ以内にまとめること。 ※フォントの変更可。 ※文字サイズ10ポイント以上。 ※図等の使用可。	
④業務工程表	様式自由	
⑤概要図（イメージ図）	※④から⑥については、それぞれA3横版用紙1ページにまとめること。	
⑥遊具配置図（平面図）		
⑦設置遊具の素材、使用方法やメンテナンスの方法等詳細がわかる資料（カタログ等）	※⑦については、用紙サイズやページ制限はないが、分かりやすくすること。両面でも可。	
⑧見積書	様式自由 ※見積書については、合計金額の他、提案遊具それぞれの金額等、積算内訳も記載すること。	

(2) 提出方法

①提出期間

令和5年6月29日（木）午後5時15分まで（必着）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

②提出先

本要領12に掲げる担当課

③提出方法

持参又は送付（共に提出期間内必着）

※持参による場合は、事前に電話連絡すること。

8 選定に関する事項（書類選考）

（1）選定委員会

「八潮市新庁舎キッズスペース遊具等提案及び設置業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類に基づき、審査及び評価を行い、評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。ただし、合計得点の最も高い提案者が複数の場合は、選定委員会において決定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は受託候補者として特定する。

《評価項目》

評価項目及び配点は次に掲げるとおりとする。

評価項目		主な着眼点	配点
受託実績		・平成25年4月1日以降の実績	10
企画提案	遊具の配置、レイアウトなどの提案内容	・キッズスペース内全体の配置・レイアウトの考え方や方針 ・キッズスペースの特徴 ・レイアウトにおける工夫 など	30
	設置遊具の提案内容	・知育、社会性、運動能力等、子どもの発達・発育に効果的な遊具の選定における考え方や方針 ・遊具の選定における工夫 など	20
	設置遊具の安全性	・遊具等の安全基準 ・安全確保のための配慮 ・その他安全性を高めるための工夫 など	10
	設置遊具の維持管理、メンテナンス性	・フリーな遊び場でのおすすめの管理方法 ・維持管理・メンテナンス性における配慮事項 など	10
価格		・参考見積書	20
評価点合計			100

※提案書の内容に疑義等が生じた場合、選定委員会はその内容を提案者に確認することができる。

（2）結果の通知及び公表

全ての企画提案者に対して、令和5年7月11日（火）までに通知するとともに、市ホームページに掲載する。市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

審査結果は、契約先決定後に企画提案者から書面（様式自由）により情報提供の希望があった場合、次の項目について情報提供を行う。回答は書面で行うものとする。

①プロポーザルの参加業者数

- ②契約先業者名
- ③契約金額
- ④契約先業者の評価点の評価項目ごとの合計値
- ⑤情報提供希望のあった業者の評価点の評価項目ごとの合計値
- ⑥情報提供希望のあった業者の全体順位

9 契約

審査結果通知後、受託候補者と企画提案の内容をもとに業務内容、業務委託金額等について協議を行い、協議が整い次第、随意契約により当該業務委託契約を締結する。

契約が不調のときは、次点候補者から順に契約交渉を行う。

契約金額は、参考見積書の金額を上限とする。

10 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2(4)に示す委託上限額を超えた場合
- (5) その他、本市が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (7) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (8) 本提案に係る提出書類は、八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とする。

12 提出先、問い合わせ先

八潮市 企画財政部 公共施設整備課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

T E L : 048-951-2334 (直通)

F A X : 048-995-7367

E-mail : chosha-seibi@city.yashio.lg.jp

13 参考資料

資料1 : 新庁舎イメージパース

資料2 : 新庁舎平面図

資料3 : キッズスペース図面